

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1 2	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<p>個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税</p> <p>その他（地方消費税、都市計画税、特別土地保有税、住民税（利子割））</p>	
要望項目名	母子家庭自立支援給付金に係る非課税措置等の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 母子家庭自立支援給付金…ひとり親家庭の雇用の安定及び就職の促進を図るため、児童扶養手当受給者等に対して、知識及び技能の習得を容易にするための給付金等を支給するもの。 ② 児童扶養手当…離婚によるひとり親世帯等、児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して支給するもの。 ③ 母子福祉施設…母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用することを目的とする施設であり、母子福祉施設を経営する事業は、第二種社会福祉事業となっている。母子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭に準じて母子福祉施設を利用させることができる。 母子家庭等日常生活支援事業…母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う事業。 ④ 母子福祉団体…配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているものの福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるもの ⑥ その他、母子及び寡婦福祉法に規定する事業 <p>・特例措置の内容</p> <p>ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴い、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 母子家庭自立支援給付金について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。（個人住民税） ② 児童扶養手当の公的年金給付との併給制限を見直し、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給することとする場合に、当該差額分の児童扶養手当についても非課税措置及び差押禁止措置の対象とする。 また、児童扶養手当を受給している母に適用されている少額預金の利子所得等（いわゆる「マル優」）に係る非課税措置について、公的年金との併給制限の見直しにより新たに児童扶養手当を受給する母についても、同措置の対象とする。（個人住民税、住民税（利子割）） ③ 「母子福祉施設」の目的に係る規定及び「母子家庭等日常生活支援事業」の対象者に係る規定を父子家庭への支援の拡大の観点から見直す場合に、これらに伴う税制上の措置を講ずる。（地方消費税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税） ④ 「母子福祉団体」の規定を見直し、NPO法人や父子家庭に係る団体に対しても従来の「母子福祉団体」と同様の支援措置を講じる場合に、これに伴う税制上の措置を講ずる。（法人住民税、事業税） ⑤ 法人税法施行令第5条第2項に規定する収益事業に含まれない事業として、従来の母子家庭の母が一定割合に従事する事業に加えて、父子家庭の父が従事する事業を対象とする。（法人住民税、事業税） ⑥ その他所要の改正 	
関係条文	<ol style="list-style-type: none"> ① 母子及び寡婦福祉法第31条、母子及び寡婦福祉法施行令第27～30の2条 ② 児童扶養手当法第4条、第24条、第25条 ③ 母子及び寡婦福祉法第17条、38、39条、社会福祉法第2条、地方税法第73条の4、第348条、第586条、第701条の34、第702条の2、地方税法施行令第36条の10、第49条の15、第56条の26の5 ④ 母子及び寡婦福祉法第6条、第14条、第25条 ⑤ 法人税法第7条、法人税法施行令第5条 	
減収見込額	<p>[初年度] ▲24（—） [平年度] ▲37（—）</p> <p>[改正増減収額] —</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	

要望理由

(1) 政策目的

改正児童扶養手当法（平成 22 年 8 月施行）の施行 3 年後検討規定に基づき、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会において、ひとり親家庭への支援施策の見直しを検討しており、同専門委員会の「中間まとめ」を踏まえた税制上の措置を講ずることにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図る。

(2) 施策の必要性

ひとり親家庭の母又は父は、子育てと就業を一人で担わなければならない状況にあり、現在の雇用環境等を背景として、低賃金で不安定な非正規雇用の者も多く、経済的に厳しい状況に置かれている。

特に、最近では、父子家庭においても、就業と子育てとの両立の困難や、現在の雇用環境を背景として経済的に厳しい環境に置かれた家庭もあることから、母子家庭と同様に支援措置の対象と必要がある。

このため、就業支援をはじめとした自立支援の重要性が更に高まっており、今般のひとり親家庭への支援施策の見直しの中で以下の所要の税制上の措置を講ずることにより、ひとり親家庭への自立支援を強化する必要がある。

- ① 母子家庭自立支援給付金のうち、ひとり親家庭の母又は父が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために 2 年以上養成機関で修学する場合に生活費等の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費等事業（高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金）は、常用雇用に結び付きやすく、ひとり親家庭の自立に効果を上げており、充実・強化を図る必要がある。このため、これまで充実を図ってきたものの、課税され、支給額が完全に確保されず、施策の効果が損なわれるが生じてきている。

また、母子家庭自立支援給付金のうち、地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講したひとり親に対して講座修了後に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業は、厳しい雇用失業情勢の中で主体的に雇用の安定等を図ろうとするひとり親家庭の取組を支援する重要な制度であるが、これに課税することは、母子家庭等の負担を増し、その取組を阻害し、政策目的の達成に支障が生じる。

このため、母子家庭自立支援給付金については、支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる必要がある。

なお、父子家庭の父に対する母子家庭自立支援給付金の支給については、平成 25 年度から予算事業として行っているが、母子及び寡婦福祉法に規定する同給付金の支給対象者の規定を見直すことにより、新たに父子家庭の父も同法に規定する対象者として位置づける方向で検討している。

- ② 児童扶養手当制度では、母、父、養育者又は児童が公的年金給付を受給できる場合には、所得保障を二重に行うことを避けるため、児童扶養手当の支給対象としないことで、併給調整を行っている。このため、児童扶養手当より少額の公的年金給付しか支給されない場合にも、児童扶養手当は支給されない。

この併給制限の在り方については、見直しを検討しており、その結果、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給することとする場合に、当該差額分の児童扶養手当についても、支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に沿って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、現行の児童扶養手当と同様に、非課税措置及び差押禁止措置の対象とする必要がある。

また、同様に、一般的に稼働能力が低いとされている母子家庭の母等の支援を目的として所得税法施行令第 31 条の 2 第 14 号に基づき児童扶養手当を受給している母等の少額預金の利子所得等に係る非課税措置について、公的年金との併給制限を見直す場合に新たに児童扶養手当を受給する母についても、対象とする必要がある。

- ③ 母子及び寡婦福祉法第 38 条に規定する母子福祉施設を営む事業は、社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種社会福祉事業とされているが、法律上、新たに同施設の業務に父子家庭の父への支援が追加される場合にも、これまでと同様に、以下の税制上の措置を講ずる必要がある。

- ・社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に対しては、消費税を課さない。
- ・事業者が社会福祉事業の用に供するために不動産として取得した場合においては、不動産取得税を課さない。
- ・社会福祉事業の用に供する固定資産には、固定資産税を課さない。
- ・社会福祉事業の用に供する土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課さない。
- ・社会福祉事業に対しては、事業所税を課さない。
- ・社会福祉事業の用に供する土地又は家屋には、都市計画税を課さない。

- ④ 母子及び寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する「母子福祉団体」に係る規定を見直し、NPO 法人や父子家庭に係る団体に対しても、従来の母子福祉団体と同様に以下の支援措置を講ずることとする場合にも、母子福祉団体と同様に所要の税制上の措置を講ずる必要がある。

イ 母子及び寡婦福祉法第 14 条に規定する資金の貸付け対象とする場合に、公益法人等が行う同貸付けに

	<p>係る事業のうち、その貸付けの日から同貸付金の最終の償還日までの期間内の属する各事業年度において行われる事業を法人税法施行令第5条第2項に規定する収益事業に含まれない事業とし、同事業から生じた所得については法人税が課されないこととする。</p> <p>□ 母子及び寡婦福祉法第25条に基づく公共的施設管理者の売店等設置許可の努力義務に係る団体に加える場合に、同法に基づき公共的施設内で行われている事業を法人税法施行令第5条第2項に規定する収益事業に含まれない事業とし、同事業から生じた所得については法人税が課されないこととする。</p> <p>⑤ 公益法人等が行う事業のうち、母子家庭の母がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業が母子家庭の生活の保護に寄与しているものについては、法人税法施行令第5条第2項に規定する収益事業に含まれない事業とされ、同事業から生じた所得については法人税が課されないこととなっているが、父子家庭の父は、この措置が対象とされていない。</p> <p>父子家庭の中にも安定した就業が確保されていない者がおり、母子家庭と同様に就業を支援する必要があるため、父子家庭の父が従事する事業についても、同令第5条第2項に規定する収益事業に含まれない事業とし、同事業から生じた所得については法人税が課されないこととする必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること</p> <p>6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること</p> <p>※日本再生戦略 第Ⅱ. 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>④女性の活躍推進</p> <p>○女性のライフステージに対応した活躍支援</p> <p>・インターンシップやトライアル雇用制度の活用、マザーズハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したもから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。</p>
	政策の達成目標	<p>① ひとり親家庭の母及び父が経済的に自立することが可能となるような就業を確保し、ひとり親家庭の経済的自立を図る。</p> <p>② 児童扶養手当より少額の公的年金給付しか支給されないひとり親家庭等にも、公的年金給付との差額分の手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。</p> <p>③ 父子家庭の父及び児童による母子福祉施設の利用を可能とすること及び母子家庭等日常生活支援事業の利用対象者に係る規定を見直すことにより、これらの者の心身の健康の保持、生活の向上を図る。</p> <p>④ NPO 法人や父子家庭に係る団体に対して、母子福祉団体と同様の支援措置を講ずることにより、ひとり親家庭等の自立の促進を図る。</p> <p>⑤ 父子家庭の生活の保護に寄与している事業に税制上の優遇措置を講ずることにより、父子家庭の自立の促進を図る。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>① 高等技能訓練促進費等を受給した資格取得者のうち 87.2%（平成 23 年度）が常用雇用に結び付いており、ひとり親家庭の自立支援に効果を上げている。 自立支援教育訓練給付金を受給した者のうち 58.8%（平成 23 年度）が常用雇用に結びついており、ひとり親家庭の自立支援に効果を上げている（受給者には、就業中の者を含む。）。</p> <p>②～⑤—</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>① 約 6,300 件</p> <p>② 約 1,300 件</p> <p>③～⑤—</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>① 母子家庭自立支援給付金の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられることが確保される。</p> <p>② 公的年金給付との差額分の手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられることが確保される。</p> <p>③ 法律上の規定が見直されたとしても、社会福祉事業である「母子福祉施設」及び「母子家庭等日常生活支援事業」の安定的な経営が引き続き確保される。</p> <p>④ ひとり親家庭の自立支援を行う NPO 法人や父子家庭に係る団体に対しても従来の母子福祉団体と同様に支援措置を講ずることにより、これらの団体の活動を通じて、ひとり親家庭の自立の促進を図ることができる。</p> <p>⑤ 父子家庭の生活の保護に寄与している事業に税制上の優遇措置を講ずることにより、父子家庭の生活の安定と自立の促進を図ることができる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>① (項) 母子家庭等対策費の一部(母子家庭等対策総合支援事業) 97.3億円(平成25年度予算)の内数 ② (項) 母子家庭等対策費の一部(児童扶養手当) 1,772.5億円(平成25年度予算) ③～⑤—</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>① 上記の予算措置は、母子家庭自立支援給付金の支給のためのものであるが、本要望の措置は、この母子家庭自立支援給付金の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにするために講じるものである。 ② 上記の予算措置は、児童扶養手当の支給のためのものであるが、本要望の措置は、公的年金給付との差額分の児童扶養手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにするために講じるものである。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>① 要望の措置は、児童扶養手当支給対象の所得水準のひとり親家庭の母又は父を対象に支給される母子家庭自立支援給付金について、支給額が完全に確保されない場合が生じていることに対応するものであり、母子家庭自立支援給付金の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにすることができるようにするものである。これは、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。 ② 要望の措置は、児童扶養手当より少額の公的年金給付しか支給されない低所得のひとり親家庭等について、現行の児童扶養手当受給者と同様の措置の対象とするものである。これにより、公的年金給付との差額分の手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにすることができるものである。これは、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。 ③ 要望の措置は、父子家庭への支援の拡大の観点から母子福祉施設及び母子家庭等日常生活支援事業の利用対象者に係る規定を見直すこととする場合にも、現行の第2種社会福祉事業と同様の税制上の措置を講ずるものである。これにより、引き続き、同事業の安定的な経営が確保されるものである。これは、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。 ④ 要望の措置は、NPO法人や父子家庭に係る団体に対しても母子福祉団体と同様の支援を講じることとする場合にも、母子福祉団体と同様の税制優遇措置を講ずるものである。これにより、従来の母子福祉団体と同様にこれらの団体の活動を通じてひとり親家庭の自立の促進が図られるものであり、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。 ⑤ 要望の措置は、父子家庭の生活の保護に寄与する事業を行っている公益法人等に対しても、母子家庭の生活の保護に寄与する事業を行っている公益法人等と同様の税制上の優遇措置を講ずるものであり、これにより、母子家庭と同様に父子家庭の自立の促進が図られるものであり、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。</p>
<p>ページ</p>	<p>12—5</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>① 平成 15 年度税制改正要望において、高等技能訓練促進費を含む母子家庭自立支援給付金についての税制上の優遇措置を要望したが、取り下げている。 平成 25 年度税制改正要望において、高等技能訓練促進費についての税制上の優遇措置を要望したが、取り下げている。</p> <p>② 児童扶養手当については、制度創設時（昭和 37 年 1 月）から非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。 平成 22 年度税制改正要望において、父子家庭の父等への支給拡大に伴う児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充を要望し、実現。 平成 25 年度税制改正要望において、本要望と同様の要望を行ったが、取り下げている。</p> <p>③～⑤—</p>
ページ	12—6